

教育職員を任用する際の注意事項について

教員免許更新制の導入に伴い、有効ではない免許状を所持する場合があります。そこで、新しく教育職員を任用する場合は…

＜チェック1＞ 全ての免許状を提示させる

＜チェック2＞ 新免許状か旧免許状かを確認する

＜チェック3＞ 有効な免許状かどうかを確認する

以上のことを必ず確認してください！

＜チェック1＞ 全ての免許状を提示させる

複数の免許状を所持している場合、有効な期間が異なる場合があります。

＜チェック2＞ 新免許状か旧免許状かを確認する

☆平成21年4月1日以後に授与され、有効期間が記載された免許状のみを所持する方

→新免許状所持者です→＜チェック3＞Aへ

☆平成21年3月31日以前に授与された免許状を1つでも所持する方

→旧免許状所持者です→＜チェック3＞Bへ

＜チェック3＞ 有効な免許状かどうかを確認する

A. 新免許状所持者の場合

I. 免許状に記載されている有効期間を確認する！

(複数の免許状を所持している場合の有効期間は、最も遅く満了となる有効期間となります。)

・任用する日が
有効期間内の場合

有効な免許状です

○任用可

・有効期間を経過している場合

II. 証明書(※1)を提示させ、 有効期間を確認する！

・有効期間内の場合

有効な免許状です

○任用可

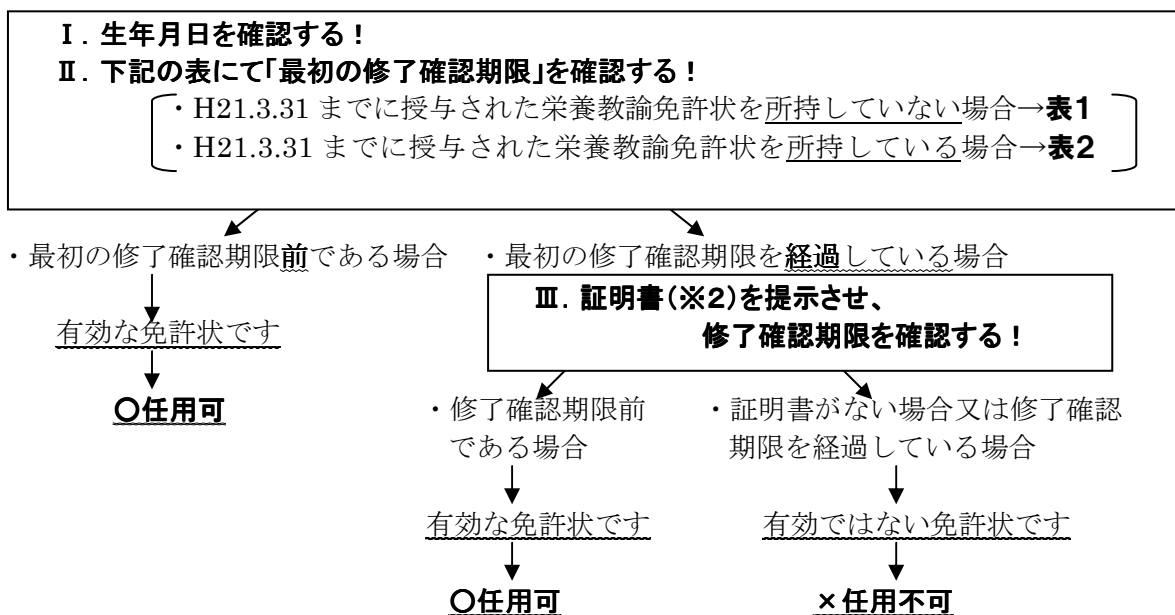
・証明書がない場合又は
有効期間を経過している場合

有効ではない免許状です

×任用不可

※1 「有効期間更新証明書」又は「有効期間延長証明書」のいずれか

B. 旧免許状所持者の場合



※2 「更新講習修了確認証明書」、「免許状更新講習免除証明書」、「修了確認期限延期証明書」又は「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法年第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書」のいずれか

表1

生年月日	最初の修了確認期限	生年月日	最初の修了確認期限
① S30.4.2~S31.4.1 S40.4.2~S41.4.1 S50.4.2~S51.4.1	H23.3.31	⑥ S35.4.2~S36.4.1 S45.4.2~S46.4.1 S55.4.2~S56.4.1	H28.3.31
② S31.4.2~S32.4.1 S41.4.2~S42.4.1 S51.4.2~S52.4.1	H24.3.31	⑦ S36.4.2~S37.4.1 S46.4.2~S47.4.1 S56.4.2~S57.4.1	H29.3.31
③ S32.4.2~S33.4.1 S42.4.2~S43.4.1 S52.4.2~S53.4.1	H25.3.31	⑧ S37.4.2~S38.4.1 S47.4.2~S48.4.1 S57.4.2~S58.4.1	H30.3.31
④ S33.4.2~S34.4.1 S43.4.2~S44.4.1 S53.4.2~S54.4.1	H26.3.31	⑨ S38.4.2~S39.4.1 S48.4.2~S49.4.1 S58.4.2~S59.4.1	H31.3.31
⑤ S34.4.2~S35.4.1 S44.4.2~S45.4.1 S54.4.2~S55.4.1	H27.3.31	⑩ S39.4.2~S40.4.1 S49.4.2~S50.4.1 S59.4.2~	H32.3.31

表2

免許状の授与日	最初の修了確認期限	免許状の授与日	最初の修了確認期限
H18.3.31 以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許所持者	H28.3.31	H19.4.1 から H20.3.31 までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許所持者	H30.3.31
H18.4.1 から H19.3.31 までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許所持者	H29.3.31	H20.4.1 から H21.3.31 までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許所持者	H31.3.31

◎注意◎

A、B いずれの場合であっても免許状や証明書の原本を確認できない場合は、必ず当該免許状等を発行した都道府県教育委員会に問い合わせの上、授与証明書等を入手し、提示させてください。